

高知県立消費生活センター 地域見守り情報



第213号

一人で悩まず「まず相談」！

多重債務に関する相談が後を絶ちません。
借金の中で毎日頭を悩ませるのは大変つらいことです。
ひとりで悩まず消費生活センターに相談してください。



©KANAGAWA2013

【県内事例】

クレジットカード会社、消費者金融、銀行、合わせて5、6社に合計7百万円ほどの債務がある。借入れを繰り返しながらどうにか返済を続けてきたが、これ以上は難しい。どうしたらよいか。

【県内事例】

消費者金融や銀行から借金し、合計5百万円ほどの借金がある。住宅ローンの残債も2千万円ある。遅れながらも支払いしているが、自転車操業状態。家族から消費生活センターに相談するよう言われた。

アドバイス

- ・県立消費生活センターでは、月に1回弁護士による多重債務無料法律相談会を開催しています。（*事前予約が必要です。）
また、日曜日から金曜日まで、消費生活相談員が相談をお聞きしています。お話を伺ったうえで、必要に応じて弁護士や司法書士におつなぎします。
- ・多重債務で困っても、ヤミ金融には絶対に手を出さないでください。正規の貸金業者とは、国（財務局）・都道府県で貸金業登録を受けています。そうした登録のないヤミ金融の手口は想像以上に巧妙で手が込んでいます。好条件の広告（「即日現金GET!」「低利でご融資」など）や不審な勧誘等には十分に注意してください。
- ・不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。

☎ 局番なし188 又は ☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999